

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した腰痛は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、○製作所に採用され、事務処理業務に従事していた。

その後、請求人は、陸上自衛隊○駐屯地において、新人社員を対象とした体験入隊研修に参加したが、基本教練中に腕立て伏せをしていたところ、腰に激痛が走り、立ち上がることができなくなったため、○整形外科を受診し「腰部椎間板障害」と診断された。

請求人は、業務上の事由により腰痛を発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

会社の研修において、腰部に相当な負担がかかったものであり、また、過去に自衛隊の体験研修における災害はすべて業務上と認められている。

したがって、業務上とは認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人及び主治医の意見等の調査の結果、腰部への突発的な出来事もなく、急激な力の作用があったものとは客観的には認められず、通常の動作と異なる動作または姿勢によって生じたものとも認められない。

(2) 請求人の通常の職務についても、作業内容から腰部に過度の負担がかかる業務に短期間ないし長期間にわたり従事したものとは認められない。

したがって、腰部の傷病が業務上の事由によるものとは認められず、不支給決定としたものである。

4 審査官の判断

(1) ○整形外科主治医は、「発症原因は明らかではないが、MRIでは、L4/5に軽いヘルニアがあり、症状とも一致する。」とし、「腰部椎間板障害」と診断している。

(2) 上記主治医の診断について、鑑定医は、「L4/5椎間孔外の椎間板ヘルニアにより症状が発生しているとは考えられない。」と否定する所見であり、「症状は、ヘルニアの部位と症状が合致しないことや5日程度で症状が改善していることから、傷病名は腰部椎間板障害ではなく『腰部挫傷』が適当である。」と所見している。

(3) ヘルニアの部位と症状との因果関係を否定した鑑定医の所見内容は妥当なものとは判断でき、傷病名は「腰部挫傷」であると認められる。

(4) 主治医及び鑑定医の所見から、請求人にはもともと軽度の椎間板ヘルニアが存在するものの、腰痛の原因ではないと認められ、業務内容も腰部に過度の負担がかかる業務に従事していたとは認められないことから、本件災害は、非災害性の原因による腰痛には該当しない。

(5) 腕立て伏せを行った状況について、請求人は、実施姿勢は接地直前まで深く自身の行える最大限度まで毎回腕の曲げ伸ばしを行った。靴の甲部分に鉄板が入れられ、つま先が曲がらないため足下が固定されず不安定であったと申述している。

(6) 以上から、請求人の腰痛は、足下が不安定な状態で、腕立て伏せを行った時に発症しており、通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的な出来事として生じたものと判断できる。

(7) 鑑定医は、「不安定な姿勢で腕立て伏せをしたことで、腰部に負担が生じ、腰部の後方にある椎間関節に力がかかったものと考えられる。従って、災害性の腰痛で業務との因果関係はあると思われる。」と所見している。

(8) 以上から、請求人の腰痛は、災害性の原因により発症したものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。